

○津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の  
委託に関する規約

平成 21 年 6 月 26 日  
岡山県市第 287 号

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託する。

(経費)

第 2 条 岡山県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は岡山県が支弁する。

2 前項の費用は、津山圏域資源循環施設組合が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、津山圏域資源循環施設組合と岡山県とが協議して定める。

付 則

この規約は、岡山県議会の議決の日から施行する。